

7 服装についての規程

1 制服は次のとおりとする。

(1) 上衣は、学校指定のブレザーとする。

(2) 下衣は、学校指定のものとする。

A タイプ・・・ツータックスラックス

B タイプ・・・スカート又はワンタックスラックス

※スカート丈は、膝頭の上端を標準とする。

※マーク「OE」が入った正規のものを着用する。もらい受けした場合、加工し「OE」のマークが無いものは不可とする。

(3) カッターシャツ及びポロシャツ（学校指定「OE」のマークがあるもの）

ア 冬季服装・・・学校指定のカッターシャツ長袖又は半袖を着用し、登下校を含め学校指定のブレザーを着用する。

イ 夏季服装・・・学校指定のカッターシャツ半袖又は長袖、又は学校指定の半袖ポロシャツを着用する。

(4) ネクタイ・リボンは学校指定のものとする。

ア 標準ネクタイ・リボンともに、紺色のストライプ柄とし、冬季服装の際は着用しなければならない。

イ 夏季服装の際は、ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。

(5) ベスト・セーター類は、指定の場所に「OE」のマークが入った、紺色又は灰色のものを着用してもよい。指定外のパーカー等は代用品として認めない。

2 その他

(1) 冬季服装の期間には、校内外を問わず、ブレザーを着用することを原則とする。ただし、上衣を脱ぐ場合はあり得るため、その際に指定のベスト・セーター姿でいることは許容する。

(2) 防寒具（コート、ジャンパー、手袋、帽子等）を教室内で着用することは禁止する。ただし、特別に許可を得た場合はこの限りではない。

(3) 校内での履物は、規定の上履きとする。

(4) ソックスは、無地の華美でない色のものとする。

(5) 通学用の靴は、革靴または運動靴とし、スリッパ、サンダル等の使用を禁止する。

(6) 登下校時も正しく制服を着用する。体育着での通学は不可とする。

(7) 衣替えの期間を設ける（冬季：4/1～5/31 10/1～3/31 夏季 6/1～9/30）が、気温等の状況を見て、衣替え及び移行期間は柔軟に対応する。

平成 31 年 4 月 1 日施行

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正